

令和 2年 3月30日

## オンライン電子納品試行要領

### (趣旨)

第1条 電子納品の運用の効率化の検討の一環として、電子成果品の電子媒体による納品に替えて、受注者がインターネット上でウェブブラウザを用いて電子成果品を登録することで納品を行う（以下、「オンライン電子納品」という。）試行について必要な事項を定めるものとする。

### (対象業務・工事)

第2条 原則として、建設局発注のICT活用工事を対象とする。

### (実施手続)

第3条 対象工事・業務は、特記仕様書を添付し、発注手続きをする。

### (利用システム)

第4条 オンライン電子納品は、以下のオンライン型電子納品システムのプロトタイプシステム（以下、「オンライン型電子納品システム」という。）により実施する。

URL：<http://mycityconstruction.jp/>

稼働期間（予定）：令和2年4月～令和4年3月

### (適用)

第5条 電子納品に関する事前協議（以下、「事前協議」という。）により、オンライン電子納品を実施することができるものとし、オンライン電子納品を実施する場合、従来の電子媒体の納品は不要とする。

- 2 事前協議によりオンライン電子納品を適用することとした場合であっても、システムの稼働状況やデータ登録状況等それによりがたい場合は、前項の規定にかかわらず電子媒体による納品を行うことができる。

### (実施手順)

第6条 オンライン電子納品は、以下の手順により実施する。

#### (1) 事前協議

受注者は、事前協議における事前協議チェックシートの電子納品対象項目の備考欄に「オンライン電子納品を適用」と記載し、発注者の承諾を得る。工事検査方法については、「電子媒体を使用」に替えて「オンライン電子納品システムを使用」とする。

#### (2) ユーザ登録

受注者はオンライン型電子納品システムのユーザ登録を行う。

#### (3) 成果品登録

受注者は、オンライン型電子納品システムにより、電子成果品の登録作業を行う。

(4) 登録内容確認

発注者は、登録された成果品を確認し、承認作業を行う。登録された成果品に不備がある場合には、発注者は差戻しを行い、受注者は成果品を修正し、再度登録を行う。

(5) 登録確認書類

受注者は、オンライン型電子納品システムの登録確認書を発注者に提出する。

(6) 検査

受注者は、オンライン型電子納品システムに登録された成果品をシステム上で閲覧することで実施する。なお、機器の準備は、検査時にインターネット接続が必要となることを考慮した上で、受発注者のどちらが行うか事前協議において確認する。

(7) 成果品の修正

検査の指摘等により、成果品の修正が必要となった場合、受注者は成果品を修正し、再度登録を行う。

(データの取扱い)

第7条 オンライン電子納品の電子成果品は、オンライン型電子納品システムにおいて、原則、3次元データの納品に規定する完成形状の計測点群データ（LAS形式）は、一般公開する。

2 発注者が一般公開を不適当と判断した項目及び発注者が一般公開を希望しない項目は、オンライン型電子納品システムにおいて、該当する部分を非公開に設定することとし、事前協議において確認する。

(電子成果品の保管)

第8条 オンライン電子納品の電子成果品は、総務部技術管理課がデータ転送処理を実施し、建設局の電子納品保管管理システムにてデータを保管する。

2 オンライン電子納品の電子成果品は、建設局の電子納品保管管理で保管するデータを正式文書とする。

(試行の検証)

第9条 オンライン電子納品の試行により、その効果や課題について把握するため、オンライン電子納品を実施した受発注者に対してアンケート等の調査を実施する。